

風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由

国は令和4年6月に策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、規制・制度の見直しを行うこととしている。

また、デジタル社会形成基本法の令和5年の改正では、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならない旨が追加された。

そこで、本県でも国の見直しを踏まえて、千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の電磁的記録を保存する方法について、新たな技術の活用を阻害しないようにするのと同時に、将来出現し得る新たな技術にも対応できるようにするため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

風俗案内業者が備え又は作成し保存しなければならない次の書類等については一定の条件を満たせば、磁気ディスクやシー・ディー・ロム等の媒体をもって調整するファイルに情報を記録したものも含むとされていた。しかし、より広く対象となるようにするために電磁的記録に係る記録媒体をもって調整したファイルに情報を記録したものであっても含むものとした。

- ・風俗案内所ごとに備えなければならない従業員名簿
- ・風俗案内等を受託した場合に確認しなければならない委託者に係る事項を記載した書類

3 施行期日

令和7年3月31日